

協議第 2 号

組合同規約関係について（調整項目第 28～39 号）

組合同規約関係について、次のように提案する。

No.	項 目	調 整 方 針
●基本		
28	組合名称	宇部・山陽小野田消防組合
29	組合構成市	宇部市及び山陽小野田市
30	組合共同処理事務	① 消防に関する事務(消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。) ② 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定する知事の権限に属する事務のうち、山口県の事務処理の特例に関する条例により関係市の長に移譲された事務
31	組合事務所の位置	宇部市港町二丁目 3 番 30 号(現:宇部市消防本部)
●議会		
32	議員定数・配分	議員定数 9人 配分: 宇部市 6人、山陽小野田市 3人
33	選挙の方法	関係市の議会において、その議会の議員のうちから選挙する。
34	任 期	関係市の議会の議員の任期による。
35	補欠選挙	33 選挙の方法に同じ。
36	議長及び副議長	組合の議会において、組合議員のうちから選挙する。
●執行機関		
37	管理者及び副管理者	管理者、副管理者を各1人置く。
38	執行機関の選任方法	管理者: 宇部市長 副管理者: 山陽小野田市長 会計管理者: 宇部市会計管理者
39	監査委員	組合の議員 1人、関係市監査委員 1人(宇部市常勤監査)

平成 23 年 5 月 31 日提出
 宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会
 会 長 久 保 田 后 子

平成 23 年 6 月 29 日 継続協議
 平成 23 年 7 月 20 日 継続協議
 平成 23 年 月 日 確認